## J A M 政策NEWS

2004年12月24日 第2005-37号

【発 行】J A M

【発行責任者】大 山 勝 也

【編 集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

## 改正育児・介護休業法 指針案等諮問・答申される

12月1日に成立した改正育児・介護休業法の 指針案等が12月10日の第38回労働政策審議 会雇用均等部会で諮問され、16日の第39回分 科会で「おおむね妥当と認める」との答申が行 われました。

連合は、指針案等に関する意見を構成組織より募集しました。分科会では、労働側委員がこ

れを基に意見を述べ、今後示される通達や行政 指導の中に反映されます。今回改正される指針 等は、2005年4月1日(改正育児・介護休業法 の施行日)から施行されます。

JAMでも改正法施行に向けて、対応方針を 策定します。

## 指針案等のポイント

項目	指針等の内容
期間を定めて雇用される者	期間を定めて雇用される者が左の ・ に該当するかどうかの判断基準
が次のいずれにも該当する	
場合、育児・介護休業を取	「引き続き雇用された期間が1年以上」
得できる	育児・介護休業の申し出のあった日の直前1年間について、勤務の実態に即して雇
同一の事業主に引き続き	用関係が実質的に連続しているかで判断する
雇用された期間が1年以	
上	「子が1歳に達する日(介護は 93 日経過日と読み替える)を超えて引き続き雇用さ
育児=子が1歳に達する	れることが見込まれる」
日を超えて引き	【雇用継続の可能性ありと判断される場合】
続き雇用される	現在締結している労働契約期間の末日が1歳到達日後の日である労働者
ことが見込まれ	書面・口頭により労働契約を更新する場合がある旨明示されている労働者で、
る者	現在締結している労働契約と同一の長さの期間で契約が更新され、その更新後
介護 = 介護休業開始予定	の労働契約の期間の末日が1歳到達日後の日であるもの
日から 93 日を経	書面・口頭で労働契約を自動的に更新すると明示されている労働者で、自動的
過する日を超え	に更新する回数の上限の明示がないもの
て引き続き雇用	書面・口頭で労働契約を自動更新すると明示されている労働者で、自動的に更
されることが見	新する回数の上限の明示があり、上限まで更新された場合の期間の末日が
込まれる者	1歳到達日後の日であるもの
育児休業期間の延長	1歳に達する日後の休業期間延長が認められる「特別の事情」
子が1歳を超えても、保育	保育所の申し込みを行っているが、1歳に達する日後になっても保育所に入所
所に入所できなかったり、	できない(本人が希望する保育所に入所できない場合は除く)
配偶者が病気の場合は子が	子の養育を行っている配偶者が、次のいずれかに該当した場合
1歳6ヵ月に達するまで延	・死亡したとき
長できる	・負傷、疾病、心身の障害により養育することが困難となったとき
	・婚姻解消その他の事情により配偶者が子と同居しないことになったとき
	・6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定であるか、または
マの長端仕畑	産後8週間を経過しないとき 労働者が取得しやすいよう、あらかじめ制度を導入し、規則等も定めること
<b>子の看護休暇</b>   労働者が年に5日を阻棄と	労働者が取得しや9れよつ、めらかしめ制度を導入し、規則等も定めること
│労働者が年に5日を限度と │して取得できる	休暇取侍のための証明書類提出を求める場合は事後の提出も可能とする等、労働者     に過重な負担をかけないよう配慮すること。
して救待による	に週里な負担をかけないよう配慮すること
	一